

国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しについて

<国民健康保険税の軽減措置について>

国民健康保険税には、低所得者世帯を対象に納付の負担を軽減することを目的とした軽減措置があります。対象年度の前年の所得が一定基準以下の世帯に係る国民健康保険税の均等割額、平等割額を一部軽減します。

<見直しの理由について>

令和8年度税制改正の大綱に、国民健康保険税の低所得者世帯に対する軽減措置の判定所得基準の引き上げが盛り込まれました。国においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、政令にあわせて本市の条例で定める基準額を改めるものです。

<変更内容>

* 7割軽減基準額の対象となる世帯については変更ありません。

区 分	軽減判定所得基準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
5割軽減	43万円+ <u>31万円(現行 30万5千円)</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
2割軽減	43万円+ <u>57万円(現行 56万円)</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

注)・軽減判定所得は世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計額で算定する。

・国保加入者には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者を含む。

<施行期日>

令和8年4月1日